

社労士



ふくしま



左：開拓者の群像、中央：安積疏水 麓山の飛瀑（郡山市）
撮影：御代田裕介（郡山支部）

- 令和3年度第44回定時総会について
- 委員会活動・各種事業の取り組み



福島県社会保険労務士会

社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後も守秘の責任をもたなければならない。

*** CONTENTS ***

会長あいさつ	3	リレー随想	27
令和3年度第44回定時総会	5	情報・一番	28
新理事のあいさつ	14	・関係機関の職員名簿	
委員長のあいさつ	16	新入会員紹介	32
各種事業の取り組み	20	支部だより	35
連合会総会報告	25	会員異動状況	39
研修会	26	編集後記	41

表紙説明

「安積疏水(あさかそすい)」

日本三大疏水の一つ安積疏水は、水利が悪く不毛の大地だった郡山の安積原野に猪苗代湖からの水を引いた大事業で、明治12年から始まった国直轄の農業水利事業の第一号です。

オランダ人技術者のファン・ドールンが政府の命を受け実地調査を行い、安積疏水の開さくを政府に決断させました。

明治15年8月、幹線水路52km、分水路78km、受益面積約3千haの安積疏水が完成し、その年、麓山(はやま)公園に、安積疏水の通水を記念して「麓山の飛瀑」がつけられました。





会 長 挨 拶

福島県社会保険労務士会

会 長 荒 戸 宏 行

「社労士ふくしま」116号の発行にあたり挨拶させていただきます。

お蔭様を持ちまして6月10日の定時総会におきまして今年度の事業計画及び予算の承認をいただきました。承認いただいた事業を執行すべき7月より各委員会を開催し、事業を推進してまいります。

まず研修会ですが、総会にてご意見をいただきましたが、なるべく従来の集合研修を考慮に入れ計画をしたいと思います。ただオンラインを活用しての研修もその利便性に対し一定の評価をいただいていることからコロナ禍が収束する間は、ハイブリット形式を取り入れながら進めたいと考えております。第1回の研修会は、9月初旬前後を予定しております。分野別研修や人間力、コミュニケーション力向上の研修、またアフターコロナにおける労務管理等を視野に入れた研修等幅広い視点での研修を考えております。新規入会会員の研修も今年度は2日間にわたり実施したいと考えております。昨年度は、コロナ禍で北海道・東北地域協議会の研修はすべて中止となりましたが、今年度は、東北南部3県研修は山形県、3号業務研修は宮城県を予定しています。近くなりましたら皆様へご案内いたします。必須研修である倫理研修は、昨年度同様全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という）の倫理委員会を中心にeラーニングで行います。本会の研修会は、「人を大切にする企業づくり」から「人を大切にする社会づくり」の実現のため、職業倫理をしつ

かりと身に付け専門家として必要かつ高度な業務遂行能力の習得のため質の高い研修を実施していきます。

社労士制度推進に関する事業については、まずは今年度も福島労働局より委託を受けた福島働き方改革推進支援センターを核に働き方改革関連法に対するきめ細かな相談、周知、広報に努めていきます。年金事業についても連合会を通じて日本年金機構より委託を受けている街角の年金相談センター福島の運営を通して広く県民に社労士会が運営する年金事業を展開していきます。働き方改革労務監査委員会を一昨年より新たに立ち上げました。この委員会が進める監査事業は働き方改革を県内中小企業及び小規模事業者等に進めるうえでも大切な事業と理解しています。今年度は特に力を入れていきたいと考えております。電子申請についても連合会の進めるデジタル化推進事業に歩調を合わせるために本会のデジタル化推進委員会を活用し、事業を展開していきます。そのためにも会員の皆様にはぜひマイナンバーカードの取得のお願いをいたします。

次に社会貢献に関する事業ですが、引き続き福島県との災害協定に基づきコロナ禍におけるさまざまな助成金、労務相談に対しホットラインを通じて支援していきます。同時に今年度も県内中小企業及び小規模事業者等に対するセミナーを開催します。集合セミナーとオンラインのハイブリット型のセミナーを考えております。また今年の3月11日で10年目を迎えた東日

本大震災および東京電力福島第一原発事故に対する復興支援事業については、残念ながら講演事業についてコロナ禍により中止せざるを得ませんでした。それ以外の相談事業については行うことができました。今年度も連合会に予算請求をし、すでに承認をいただいておりますが、新たな形で復興支援事業と10年という大きな節目での本会のこれまでの復興支援活動を記録集として発刊する予定です。なおこの発刊に関する費用についてもすでに連合会より予算措置の承認をいただいております。その他これまで通りのワークルールセミナー、障がい者等への支援セミナーの開催、福島県立医科大学病院におけるがん治療者等に係る就労支援事業を継続していきます。また直接の活動ではありませんが、一般社団法人社労士成年後見センター福島への推進支援も行っています。

最後に広報に関する事業ですが、国民、事業主に対して社労士活用の有用性の理解促進と社労士の認知度の更なる向上を図るために、また「人を大切にする企業づくり」から「人を大切にする社会づくり」の実現のために広報活動を

広く展開していきます。新聞、テレビ、ラジオなどのマスメディアを積極的に利活用し、さらには今年度からセキュリティーを高めた本会のホームページを活用し社労士の活動を広報していきます。ホームページには、連合会から本会へ通知された文書、関係行政からの通知文等、また本会理事会報告などを掲載していきます。また、毎月の月間情報も会報も引き続き掲載いたします。なお、月間情報は今年10月から紙媒体とメール配信からホームページでの掲載のみとなります。よろしくお願いいたします。

総会にて承認をいただいた事業については各委員会での議論を理事会にてさらに整理し承認を経たうえで迅速に実行に移していきます。今年いっぱいにはコロナ禍の収束は難しいと思われませんが、連合会の掲げるbeyond CORONAの労務管理を常に視野に入れながら今年度の本会の事業を進めていきます。

結びになりますが、会員の皆様のご健勝とご発展を祈念させていただき会報発行にあたっての挨拶とさせていただきます。





令和3年度第44回定時総会について

板 橋 奎一郎 (会津支部)

福島県社会保険労務士会 令和3年度第44回定時総会は、令和3年6月10日(木)会津若松市駅前の「会津若松ワシントンホテル」において開催されました。

福島県は新型コロナウイルス感染者数が10人台に減少している時期でもあり、また昨年度とは違い新型コロナウイルス感染予防のエビデンスにより安全に開催できたのではないかと感じました。総会の会場となった「会津若松ワシントンホテル」は会津若松駅のすぐ前にあり、駐車場も大変広く、また会場は結婚式場や大人数の各種パーティができる大変広く天井が高い会場であり、1テーブル当たり1名の配置で広いスペースを設けていただき、さらに長時間の会議を回避するため、大変スムーズな議事進行により、安心して参加することができました。

総会は12時30分、榎田理事の進行により、大原副会長の開会の辞で開会となりました。はじめに、物故会員等に対する黙祷をささげました。福島県社会保険労務士会の発展に寄与された先生方のご冥福をお祈り申し上げます。

次に、宍戸会長より挨拶があり、オンラインによる研修等、新型コロナウイルス禍における研修のあり方等について考え方を述べられ、働き方改革支援事業3年目の概要等説明されました。また雇用調整助成金の相談業務における社会保険労務士の役割や重要性など説明されました。

新型コロナ禍ということもあり、ご来賓の出席はなく、執行部による祝辞の披露となりました。

た。

次に、令和3年度表彰となりますが、同じく新型コロナ禍のためお名前のみのご紹介となりました。

続いて、議長団の選任に移り、議長に会津支部の富田力也会員、副議長に福島支部の菱沼生美会員が選任されました。議事録署名人には郡山支部の石塚功嗣会員、会津支部の渡部翔太会員、書記は会津支部の後藤烈史会員、瀬田友裕会員が指名されました。

次に、資格審査発表、議事日程の確認等が行われました。

総会当日の出席者数確認報告は以下の通りです。

会員総数342名、出席者数45名、委任者数168名、計213名。会員総数の2分の1は171名なので本総会は無効に成立した旨の報告がありました。

議長は、議事運営委員会及び資格審査委員会の報告を受けて直ちに議事に入りました。

第1号議案 令和2年度事業報告書承認に関する件

第2号議案 令和2年度決算報告書承認に関する件

第3号議案 監査報告書承認に関する件

以上は、関連議案につき一括審議することとし、議長が理事会に説明を求めました。

第1号議案、第2号議案に関する理事会の説明および第3号議案に関する監事からの報告が行われました。

議長は第1号議案から第3号議案について質疑・意見を求めましたが特になかったため、審議を終了し、第1号議案、第2号議案、第3号議案の採択に移り、それぞれ拍手による賛成多数で採択されました。

第4号議案 旅費規程一部改正(案)に関する件

議長が理事会に説明を求め、第4号議案の説明が行われました。

議長は第4号議案について質疑・意見を求めましたが特になかったため、審議を終了し、第4号議案の採択に移り、拍手による賛成多数で採択されました。

第5号議案 令和3年度事業計画(案)に関する件

第6号議案 令和3年度収支予算(案)に関する件

以上は、関連議案につき一括審議することとし、議長が理事会に説明を求めました。

第5号議案、第6号議案に対する理事会の説明が行われました。

議長は第5号議案、第6号議案について質疑意見を求めました。

今後も研修会等はZOOMなどによる開催がメインになるのか。できれば元に戻してほしい。という質問意見がありました。宍戸会長より、今後の状況を見ながら、講師・担当委員の意見を参考にしながら開催方法等は決定したいと回答がありました。他に無かったため、審議を終了し、第5号議案、第6号議案の採択に移り、それぞれ拍手による賛成多数で採択されました。

第7号議案 役員改選に関する件

選挙管理委員長の二瓶会員より宍戸宏行会員を会長当選者とする旨の報告があり再任されました。

続いて理事・監事の選考結果についての報告

が行われ、拍手により承認されました。

議長は、第1回理事会開催のため約20分の休議を宣言しました。議事再開後下記の通り副会長等の互選結果が報告されました。

会 長 福 島 支 部 宍戸宏行

副 会 長 郡 山 支 部 田中竜夫

会 津 支 部 榎田哲士

いわき支部 中目敏雄

相 馬 支 部 草野智正

常任理事 福 島 支 部 白岩裕和

郡 山 支 部 真船あい

理 事

福 島 支 部 佐川弘行、村山敦子、國嶋雅志、
菱沼生美

郡 山 支 部 草野昌利、新田太郎、
御代田裕介

会 津 支 部 佐藤洋一、真船茂

いわき支部 吉田昌樹、加藤和志

相 馬 支 部 鈴木慎太郎

監 事 福 島 支 部 塩崎京子

郡 山 支 部 田部良夫

第8号議案 全国社会保険労務士会連合会総会代議員選出に関する件

理事会より、会津支部榎田哲士会員及び相馬支部鈴木慎太郎会員の2名を新代議員に推挙したい旨の提案があり、拍手により承認されました。

すべての議案が終了し、議長団が解任されました。

その後宍戸新会長からの挨拶があり、引き続き新役員が自己紹介をしました。今総会をもって役員を退任される方々のご紹介があり、代表して大原副会長が挨拶を述べられました。

最後に菅沼副会長が閉会の辞を述べられ午後3時20分無事終了しました

休憩及び換気のための若干の休憩を挟み、引

き続き福島県社会保険労務士政治連盟第41回定期大会が開催され、スムーズな議事進行により滞りなく終了しました。

今年で2回目となるコロナ禍での定時総会・定期大会開催は、事務局及び理事会において難しい決断及び大変な準備作業が必要だったと思

います。1年以上他の会員の皆様と接することがなかった私にとっては、他の会員の皆様とお話をさせていただくことができ、大変有意義な時間を過ごすことができました。感謝いたします。来年度の総会では懇親会も再開できることを願っております。



穴戸会長挨拶



議長団 富田力也会員(会津)、菱沼生美会員(福島)



書記 瀬田友裕会員、後藤烈史会員(会津)



会場の風景



当選証書授与



退任役員

第44回定時総会



総会会長挨拶

福島県社会保険労務士会
会 長 矢 戸 宏 行

皆さん、こんにちは。

今年の総会も昨年同様このような形での開催となりました。来賓の方々にも自粛のお詫びと懇親会開催の中止をご連絡させていただいております。大変残念ですが、来年こそは平常の総会になることを希望いたします。

さて、令和2年度の事業につきましては、月間情報等でお知らせのとおり、コロナ禍の影響でスムーズな運営とはいきませんでした。①資質向上に関する事業としては、業務委員会中心にオンラインと集合とのハイブリット型の研修と同時にYouTubeを活用した動画配信を併用して開催いたしました。また新規入会者の研修も例年2日間にわたる宿泊研修でしたが、1日のみの研修に短縮し開催いたしました。北海道・東北地域協議会主催の研修はすべて中止となってしまいましたが、その代償として支援金という形で400,000円を助成いただき研修等に活用させていただきました。倫理研修については、令和元年度は開催できなかったため令和2年度と合わせて行い129名の会員が受講いたしました。コロナ禍の中でできることを模索しながらの事業となりましたが、業務委員会の担当理事の方々にはそのご苦勞に感謝したいと思います。②社労士制度推進に関する事業としては福島労働局より働き方改革推進事業の委託を受け中小企業・小規模事業所の支援をしたところです。働き方改革労務監査事業については残念ながら会として事業の受託はありませんでしたが、労働条件審査ツールの法改正に伴う見直しを図り労務監査研修終了の会員に配布したところです。また昨年より社労士業務のデジタル化の推進を円滑に行うためにデジタル化推進委員会を設置いたしました。令和2年度においては委員会主催の研修会も開催でき、その理解を深めたところです。③社会貢献事業としては、まずコロナ禍における県内企業の支

援を各自治体からの要請また社労士会独自の相談所を設け、さらには福島県との災害協定に基づくホットラインを設置し使命感をもってその支援にあたったところです。相談にあたった会員の皆様には深く感謝いたします。また12月の社労士の日にちなみ県内中小企業向けの働き方改革セミナーを令和2年度も開催しました。コロナ禍によりオンラインと集合によるセミナーというこちらもハイブリット方式で開催しましたが、アンケートによると大変好評でした。その他、社労士総合相談所、ワークルールセミナー、障がい者等への支援セミナー、がん治療者等に係る就労支援事業もコロナ禍ではありましたが、例年通り開催できました。東日本大震災および原発事故復興等災害事業においては全国社会保険労務士会連合会の支援・助成により社労士会総合相談所での相談会、いわき市での相談会等は開催できましたが、5月30日いわき市で開催予定の復興講演会は残念ながら県独自の緊急事態宣言を受け取りやめました。それぞれの担当理事そして協力いただいた会員の皆様に感謝いたします。最後に④広報事業についてですが、社労士制度及び社労士会の活動を周知するためマスコミ等との取材を活用しながら効果的な広報ができたかと思えます。またホームページをリニューアルしセキュリティの強化を図ると同時に情報量も増やし多くのリピーターの増加につなげることができたかと思えます。担当いただいた広報委員会の皆様に感謝するところです。

本総会においては、コロナ禍の中ではありますが、令和2年度の事業の報告、予算執行、さらには令和3年度の事業計画案それにかかる予算案に対し忌憚のないご意見等をいただき実りある総会にしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。以上総会開催にあたっての会長挨拶とさせていただきます。



祝 辞

福島労働局長 河西直人

本日ここに、福島県社会保険労務士会の令和3年度第44回定時総会が開催されますことにつきまして、心からお祝い申し上げます。

穴戸会長をはじめとする役員の方々、本日御出席の会員の皆さまには、日頃より労働行政の推進に当たり、多大な御理解と御協力をいただいておりますことに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言が5月31日に会津若松市を除いて解除されたことに伴い、事業者等に対する協力要請等とはなくなりましたが、未だ県内各地で感染症患者が発生しているなど、感染のリスクがなくなった訳ではなく、新しい生活様式の中での取り組みを継続する必要があるところです。

福島労働局におきましては、新たに新型コロナウイルス感染症における対応を労働行政の最重点施策と位置づけ、特別労働相談窓口において、新型コロナウイルス感染症関連の労働相談にきめ細やかに対応しつつ、休業を余儀なくされた事業主の支援のため、雇用調整助成金の早期支給、産業雇用安定助成金による雇用シェアリングの推進、各種休暇制度の導入支援及び職場における感染防止対策などに取り組んでおります。

福島県社会保険労務士会の会員の皆様にも、雇用調整助成金に係る手続きにおける中小・小規模事業者への相談支援や、産業雇用安定助成金の周知に御協力いただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

働き方改革の重要性はコロナ禍であってもかわることはなく、福島労働局として最重点に取り組んでいる課題が、働き方改革を中心とした「魅力ある職場づくりの推進」であります。

働き方改革に関連する法改正が平成31年4月から順次施行され、また、来年4月には、労働施策総合推進法によるパワーハラスメント防止措置が中小企業にも義務化され、長時間労働の是正、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確

保、労働者の事情に応じたテレワーク等の多様で柔軟な働き方を選択できる働きやすい社会の実現等が、より求められております。

この働き方改革推進の一翼を担う福島働き方改革推進支援センターにつきましては、今年度も福島県社会保険労務士会に受託していただきました。課題を抱えた中小企業・小規模事業主等に対するきめ細やかな相談援助などを行っていただき、着実に実績を上げていただいているところです。福島労働局といたしましては、引き続き、センターとともに取組を進めつつ、福島県社会保険労務士会とも、「新生ふくしま『人を大切にする企業づくり』・『魅力ある職場づくり』推進連携協定」に基づき、働き方改革の推進のため、連携を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

このほか、福島労働局の最重点施策として、東日本大震災からの復興支援がございます。福島県の復興に向け、数多くの方々が福島第一原子力発電所の廃炉作業、除染作業、汚染土壌等の搬入・搬出業務及び中間貯蔵施設における事故由来廃棄物の処分業務等に従事しておられ、これらの労働者の安全や健康と労働条件の確保のための対策を推進していくこととしておりますので、会員の皆様におかれましては、御理解と御協力をお願い申し上げます。

今後も、福島を持続的な復興・再生のため、福島労働局、労働基準監督署、ハローワークの職員が一丸となって、全力で労働施策を推進してまいりますので、労働関係法令及び労務管理の専門家として、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、福島県社会保険労務士会の今後ますますの御発展と、本日お集まりの皆さまの御健勝を心より祈念申し上げまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

本日は、誠におめでとうございます。

令和3年6月10日

祝 辞

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県社会保険労務士会第44回定時総会の開催に当たり、お祝いを申し上げます。

福島県社会保険労務士会におかれましては、日頃から、会員の資質向上や業務改善に取り組まれ、労働問題の専門家として本県の労働福祉の向上に多大な御貢献を頂いており、深く感謝申し上げます。

また、近年では、平成28年8月に県との間で締結した「大規模災害時における労働や社会保険等の相談に関する協定」に基づき、令和元年の台風19号被害や昨年から続く新型コロナウイルス感染症に関するホットライン開設を通して御支援を頂いております。特に、新型コロナウイルス感染症に係るホットラインにつきましては、雇用調整助成金を始めとした各種助成金や賃金、休業手当等の労働関係の相談に対応するため、現在も継続して開設いただいております。改めて厚く御礼申し上げます。

震災と原発事故から10年が経過いたしました。今もなお、多くの方々が避難生活を続けておられるほか、被災者の生活再建、廃炉と汚染水・処理水対策、風評・風化の問題など、本県は複雑で困難な課題を抱えております。

一方で、県民の皆様の懸命な御努力と本県に心を寄せてくださる多くの方々の御支援により、避難指示区域の縮小や福島の未

来を担う新産業の創出、相馬福島道路の全線開通など、福島県の復興は着実に前進しております。

このような中、本県の復興を更に前へと進めていくためには、県民の皆様が将来に夢や希望を持って活躍できる環境を創っていくことが何よりも大切であります。

県といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら、一日も早く地域経済を回復させるとともに、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を認証する次世代育成支援企業認証の取得促進、男女共同参画を進める企業への支援など、働きやすい職場環境づくりに、引き続き、しっかりと取り組んでまいります。

本年4月からは同一労働・同一賃金が中小企業にも適用されました。企業における適切な労務管理が一層求められており、社会保険労務士の皆様の果たす役割はますます重要になっております。

貴会におかれましては、仕事と生活のバランスが調和した魅力ある職場環境づくりに更なるお力添えをお願い申し上げます。

結びに、福島県社会保険労務士会のみならずの御発展と、会員の皆様の御健勝を心からお祈り申し上げ、お祝いの言葉といたします。



総会挨拶

全国社会保険労務士会連合会

会長 大野 実

福島県社会保険労務士会令和3年度通常総会の開催にあたり、ご挨拶申し上げます。

日頃より、宍戸会長並びに役員をはじめ会員の皆様方には、連合会の会務運営に多大なるご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年からの新型コロナウイルスの感染拡大は、内外の社会経済活動に深刻な影響を与えており、あらゆるものの在り方や考え方が見直され、価値観や生活様式も一変しました。現在、医療従事者、高齢者へと順次ワクチンの供給が始まりましたが、国民の不安はぬぐい切れていない状況です。

このコロナ禍において、政府では、緊急経済対策として財政・金融・税制等あらゆる政策を導入しています。特に深刻化する雇用問題については、雇用維持・事業継続、失業対策など、国民が生活を守り抜いていくための様々な施策を講じてきました。

社労士会では、「人を大切にする企業づくり」の視点から、政府が打ち出す施策に積極的に協力し、労働社会保険諸法令の専門家の社会的使命として全力で取り組んでいます。

一方で、新型コロナウイルスの感染予防に対応するため、多くの企業では業務のデジタル化や働き方改革が一気に進みました。テレワーク、時差通勤等が実践されることで、人々の暮らし方が変わり、「新たな日常」(ニューノーマル)が確立しつつあります。

また、働く従業員の健康と安全、雇用の維持といった「非財務」の重要性が注目され、いかに持続可能な企業を確立できるかが大きな課題となってきました。

このような社会全体の価値観が大きく変わっていく中で、私たち社労士も時代に対

応するための変革を求められています。全国の社労士ひとり一人がこれまでに蓄積した知見に加え、自らの業務に新たな付加価値を持たせ、確固たる信頼を得られるよう、日々、研鑽に努めなければなりません。

この状況を踏まえ、令和3年度、連合会では、「デジタル化推進に関する事業」及び「働き方改革推進支援に関する事業」を大きな柱に据え、新型コロナウイルスの感染状況を見極めつつ事業を展開して参ります。

さらに、労務管理の業務領域における「経営労務診断」「経営労務監査」「社労士診断認証制度」の推進、グローバル化への対応、外国人材の受入れ支援など様々な視点から積極的に事業を展開して参ります。

また、このたび、待望の「社労士白書」を発行することが出来ました。この「社労士白書」では、統計的なデータを整理し、これまで連合会が取り組んできた事業を纏めています。今後は、内容をさらに充実させ、毎年定期的に発行して参りますので、業務の一助として活用していただけたら幸いです。

未だ新型コロナウイルスが蔓延している中において、今年度も痛みを伴う試練の年となることが予想されます。引き続き、連合会においては、「Beyond CORONA」、みんなでコロナを乗り越えていこうというメッセージを掲げ、気概を持って強い思いで、会員一丸となって令和3年度の事業に取り組んで参ります。

結びになりますが、貴会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、ご多幸を心よりご祈念申し上げます、私のご挨拶と致します。

令和3年6月10日

令和3年度表彰者名簿 (順不同)

会 員 表 彰

昭和56年度入会者(40年該当) 3人

郡山支部 横山 弘明

会津支部 冨田 力也

いわき支部 佐久間静枝

平成3年度入会者(30年該当) 4人

郡山支部 吉成 元英

いわき支部 奥瀬 円 金子 昌明

相馬支部 根本 伸一

平成13年度入会者(20年該当) 4人

福島支部 渡部 俊秀

郡山支部 久保田和雄 佐藤知恵子

いわき支部 佐直代志美

平成23年度入会者(10年該当) 11人

福島支部 高堀 洋幸 齋藤 俊之

鈴木 久敬

郡山支部 佐藤 勇太 橋本 市朗

会津支部 浅川 尚恵 榎田 哲士

後藤 烈史 鈴木 俊一

いわき支部 小松 朋恵 芳賀 純

物故者の顕彰

(表彰規程第4条 15年以上の永年会員)

会津支部 渡部 稔

白河支部 藤田 昇

退会者の顕彰

(表彰規程第4条 15年以上の永年会員)

福島支部 泉 宣子

郡山支部 佐藤 公子 橋場 秀雄

山田 正男

会津支部 栗城 泰造

事務所職員表彰

(表彰規程第2条第3号 5年毎永年勤務)

〈25年該当〉

福島支部 社会保険労務士佐藤朋也事務所

佐藤 紀子

〈10年該当〉

いわき支部 あすか社会保険労務士法人

羽石 美穂

吉田昌樹社会保険労務士事務所

小宅美祐紀

相馬支部 社会保険労務士法人くさの

青田真貴子

よもぎた社会保険労務士事務所

瀧澤洋知子

〈5年該当〉

いわき支部 あすか社会保険労務士法人

渡邊 理絵

相馬支部 社会保険労務士法人くさの

長岡佐知子

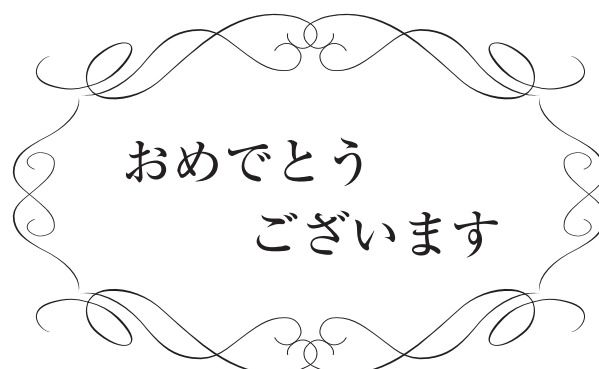
事務局職員表彰

(表彰規程第2条第4号 5年毎永年勤務)

〈10年該当〉

福島県社会保険労務士会

安齋紗代子



令和3・4年度の体制

新役員 (令和3年6月10日選任)

会 長	宍戸 宏行
副 会 長	中目 敏雄、田中 竜夫、榎田 哲士、草野 智正
常任理事	白岩 裕和、真船 あい
理 事	佐川 弘行、村山 敦子、國嶋 雅志、菱沼 生美、草野 昌利、新田 太郎、 御代田裕介、佐藤 洋一、真船 茂、吉田 昌樹、加藤 和志、鈴木慎太郎
監 事	塩崎 京子、田部 良夫

委員会等

		委員長・ 所長・部長	副委員長等	委 員					
委 員 会	総 務	中目 敏雄	菱沼 生美	担当副会長 田中 竜夫	國嶋 雅志	新田 太郎	真船 茂		
	業 務	加藤 和志	真船 あい	担当副会長 榎田 哲士	白岩 裕和	草野 昌利	鈴木慎太郎		
	広 報	佐川 弘行	御代田裕介	担当副会長 草野 智正	村山 敦子	佐藤 洋一	吉田 昌樹		
	デジタル化	新田 太郎	御代田裕介	佐川 弘行	白岩 裕和	佐藤 洋一	吉田 昌樹	草野 智正	
	働き方改革 労 務 監 査	榎田 哲士	鈴木慎太郎	國嶋 雅志	田中 竜夫	真船 あい	草野 昌利	新田 太郎	加藤 和志
	業 務 監 察	佐藤 洋一	草野 智正	白岩 裕和	田中 竜夫	中目 敏雄			
	苦 情 処 理	責任者 田中 竜夫	副責任者 白岩 裕和	担当副会長 中目 敏雄	佐藤 洋一	草野 智正			
事 業	相 談 所	所長 草野 智正	副所長 真船 茂	副所長 加藤 和志	副所長 菱沼 生美				
	A D R	センター長 菅野 浩司		白岩 裕和	佐川 弘行	吉田 昌樹	弁護士		
	がん就労	担当理事 村山 敦子							
	成年後見	担当理事 中目 敏雄							
委 託 事 業	街角センター	部長 宍戸 宏行	副部長 村山 敦子	佐川 弘行	真船 茂	草野 智正			
	働き方改革 支援センター 推進委員会	推進委員長 中目 敏雄		センター長 篠木 健一	センター長 田中 竜夫	副センター長 田部 良夫	常駐専門家 真船 茂 (理事) 丹治 正夫 木村 智彦 淀川 照男	理事 榎田 哲士 (派遣専門家) 新田 太郎 草野 智正	

新任された理事のあいさつ



この度、福島県社会保険労務士会の理事に就任いたしました福島支部の國嶋と申します。

今回、初めて理事の大役を仰せつかり、その責任の大きさに身の引き締まる思いです。つき

理事 國嶋 雅志 (福島支部)

ましては、微力ではありますが皆様のお力添えを賜りながら、社会保険労務士会に貢献できるように精一杯務めさせていただきますのでよろしくお願い致します。



今年度より理事に就任いたしました、郡山支部の御代田と申します。これまで支部幹事として会計・事務局と4期8年務めさせていただきましたが、県の理事は初めてのことで大変緊張しております。

皆様のお役に立てるよう、先輩方にご指導を

理事 御代田 裕介 (郡山支部)

仰ぎながら精一杯務めてまいります。

余談ですが、開業10年目となる現在、プロフィールの顔写真は開業当初から変わっておりません。実際にお会いした際には別人！と思われるかもしれませんが…。何卒よろしくお願い致します。



この度、理事に就任いたしました会津支部の佐藤洋一と申します。私の様な者が本当に理事で良いのか？と思いながらも、受けたからにはその責を全うしたく、皆様のご支援を賜りながら自分ができることをひとつずつ着実に、

理事 佐藤 洋一 (会津支部)

「福島県社会保険労務士会」の更なる発展のために微力ではありますが努力してまいりたいと思いますので、今まで以上のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



理事 菱 沼 生 美 (福島支部)

伝統ある福島県社会保険労務士会の理事に就任し、大変身の引き締まる思いであります。さて、この1年数か月、思いがけぬコロナ禍の中で、目まぐるしく変動する社会情勢、雇用・労働情勢、人々の生活様式の変化等々、社会が大きく変わろうとしているさなかで、社会保険労務士への期待が今までになく高まってきております。このような時期に県会事業に参画できますことをとても光栄に存じます。元来、浅学菲才、社労士経験も短い私が、理事という大役を

仰せつかるには誠に非力であり、どれだけ会員皆様のお役に立てるのか分かりませんが、全力を尽くし、皆様のお力添えも賜りつつ職務に精励し、微力を尽くす所存でございます。諸先輩方が永きにわたり大切に積み重ねてこられた市民からの信頼、事業実績、そして我らが福島県会の伝統を、会員と社労士会の未来に引き継ぐ活動に精一杯努力して参りますので、何卒よろしくお願い申し上げます。



理事 新 田 太 郎 (郡山支部)

福島県郡山市の社会保険労務士法人新田事務所社員特定社会保険労務士の新田太郎です。今年度より、福島県社会保険労務士会の理事という大役を仰せつかることとなり、大変恐縮しております。さらには、世の中はコロナ禍であり、これまでのやり方が通用しない・やりにくいという環境です。しかしながら、こういうときこそ何か新しいもの、新しい考え方が生まれるかもしれません。また、国は働き方改革を進めています。今までの労使関係、行政手続きも変化が

求められているのだろうと思います。このような時勢に県会役員に就任することに対し、これも何かの縁だと信じまして、まだ若輩者ではありますが、皆様のご指導を仰ぎながらも、着実に職務をこなしていきたいと思います。職務に当たっては、社会保険労務士たる姿勢とは何ぞやということを問いかけ続けたいと思います。知らない、分からないことばかりですが、研究・実験・挑戦・行動そして笑顔を胸に、邁進したいと思います。

委員会活動



総務委員会

総務委員長 中目 敏雄 (いわき支部)

今期より、総務委員長を拝命いたしました中目敏雄です。

先の定時総会で承認されました事業計画についてご説明させていただきます。

1 ワークルールセミナーの実施

県会として10数年前に「高校生支援セミナー」として実施しておりましたが、現在は、「ワークルールセミナー」として、県立及び私立高校を対象に、実施してまいります。学校生活環境及び社会環境の変化による、ワークルールについて、さらなる内容の充実を図り実施します。

また、昨年からのコロナ禍の影響で未実施

であった大学・専門学校を対象としたワークルールセミナーも、実施していくように学校関係者と打ち合わせをする予定です。

2 発達支援等セミナーの実施

今年度も実施します。特別支援学校等の障害者施設でのセミナーは過去大変好評を得ておりますので、継続して実施してまいります。また、年金事務所も施設とのセミナーを実施しているようですので、タイアップ出来るかを今後検討してまいります。

3 ネットワークセキュリティーの整備

事務局のネットワークセキュリティーの構築のため事務管理費として整備いたします。



業務委員会

～令和3年度 業務委員会活動について～

業務委員長 加藤 和志 (いわき支部)

昨年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、日常生活はもとより、会員の皆様のお仕事にも多大な影響があったことと思います。県会の研修もオンラインによるライブと動画配信を組み合わせた新しい形で行いました。本年度もオンライン研修を中心に、3回の業務研修会を行います。昨年よりも内容を充実させ、タイムリーな企画を発信してまいります。また動画配信の期間を長めにとってより会員の皆様が参

加しやすい環境を整えます。この新型コロナウイルスの感染拡大が収束に向かうことになれば、状況にもよりますが、以前のような活気があり、緊張感のある集合研修も可能ではないかと考えております。

新入会員研修は今年も集合で行う予定となっております。eラーニングを併用し、十分な感染対策をとり開催いたします。一昨年より開催している、試験合格者説明会も大変好評であ

り社労士の会員拡大のため、今年度も開催いたします。また本年度は新入会員、試験合格者の方を対象に、事務所見学、短期間のインターンシップを計画しております。ベテランの先生方の仕事を、実際に肌で感じていただく機会を設けたいと考えておりますので、ぜひ会員の皆様のご協力をお願いいたします。

倫理研修も昨年度は、オンラインでの研修と

なりました。本年度もe-ラーニングでの開催となりますので、対象年度の会員の方は忘れずに受講していただきたいと思います。研修の方法やテーマ、講師の先生の推薦等につきましては、随時会員の皆様のご意見をお待ちしております。業務委員、事務局までご連絡ください。研修会へのご参加をお待ちしております。本年度もよろしくお願い致します。



広 報 委 員 会

～広報委員会の活動等について～

広報委員長 佐 川 弘 行 (福島支部)

広報委員会より、令和3年度の事業計画についてお知らせいたします。

1. 会報について

例年通り年2回、今年の8月と来年2月に発行いたします。

2. 月間情報について

県会ホームページのリニューアルに伴い、これまで紙又はメールで配信しておりました月間情報を、10月から県会ホームページの「会員ページ」での閲覧形式に変更いたしました。

3. 新聞広告（記事体広告）等について

今年度も10月下旬に新聞一面広告を予定しており、会員の皆様に名刺広告を募集いたします。それと、昨年度も掲載した新聞への記事体広告について、今年度は福島民報（奇数月に社会保障制度関係）と福島民友（偶数月に労働関係）の両紙それぞれに年4回掲載いたします。電柱看板につきましては、次回更

新時にQRコードを入れて制作する予定です。

4. ホームページについて

会員ページ内に「理事会報告」を追加することで進めております。ホームページへのアクセス数ですが、会員ページのIDパスワードの変更、月間情報の配信方法の変更の確認等により、会員ページへのアクセス数が増えています。

5. バックボードの作成について

県会のバックボードが地震により破損したため、リニューアルすることになりました。大きさは縦横約2メートル、色は海老茶と白をベースに6マス×6マスで全部のマスに「社労士」と入れて1台作成することになりました。

今年度も総会でご承認頂いた事業計画に合わせ、広報委員会の活動に精励して参りますので、会員の皆様のご支援ご協力の程よろしくお願い致します。



デジタル化推進委員会

デジタル化推進委員長 新 田 太 郎 (郡山支部)

連合会のデジタル化推進に関する事業を受けて、連携をしながら事業を推進していきたいです。国が電子化を推進していく中、マイナンバーカードの保険証利用など社労士業に関わる業務が電子化されています。その流れにおいて、会員の意識調査、研修会を開催するなどして、電子化の対応策を探っていき、公表できればと思います。

今年度は、会員がそもそも電子申請をしているか、どのような方法で行っているか、マイナンバーカードを取得しているかなどのアンケート調査を行いたいと思います。また、アンケート自体、なるべく紙面ではなく、インターネット

トを介した回答方法を取り入れていきたいです。

さらには、電子化することに慣れるという意味でも、本委員会の開催については集合会議だけではなく、Zoom会議を利用するなどして、もっと身近に電子化を推進していきます。そこで得られた知見を会員にも還元できたらと思っています。デジタル化する上で必要な知識や、業務効率を上げるようなハード・ソフトに関する研修も予定しております。すべて一遍にはできないですが、一つ一つクリアして会員のための電子化を推進していきます。よろしくお願い申し上げます。



働き方改革労務監査委員会

働き方改革労務監査委員長 榎 田 哲 士 (会津支部)

昨年度より、引き続き働き方改革推進委員会委員長を仰せつかる事となりました。

当委員会は福島県独自のツールである労働条件審査診断ツールを用いて、企業の労働環境の改善等に貢献するべく活動しております。

働き方改革の関連法が制定され、それまでの取り組みから委員会の名称を働き方改革労務監査委員会に改組し、一般事業所をターゲットに労務監査のための営業ツールの一つとするよう舵を切ってまいりました。

内容に関しましても、委員の協力のもと法改正に対応した最新のものに整備しております。また、研修会にご参加いただくことにより本ツールを使用し、クライアントにも提案が可能となります。研修会へのご参加お待ちしております。

会員の皆様のより高度で適正な労務コンサルティングのお手伝い出来る様、本年度も尽力して参りますので引き続き宜しくお願いいたします。



業務監察委員会 ～ 業務監察委員会活動について ～

業務監察委員長 佐藤 洋一（会津支部）

今期より、業務監察委員長を拝命いたしました佐藤洋一です。

業務監察委員会規程の第1条には、「社会保険労務士の適正な業務の推進をはかり、健全な発展を期するため、・・・」と記されていますとおり、会員が社会保険労務士として自信と信頼をもって業務を遂行できる環境等を作るもので

あるかと思われます。

もちろん問題が発生した場合には、早急に問題解決が出来るようにいたしますし、内容によっては連合会との係わりも必要になってくることもあります。

なかなか重責ではありますが、会員の皆様が健全に業務遂行のため努力してまいります。

全国社会保険労務士会連合会からのお知らせ

“社会保険労務士向け”及び“関与先企業様向け” 「使用者賠償責任保険制度」加入のご案内

（使用者賠償責任保険+雇用関連賠償責任保険）

●従業員が業務上の事由または通勤途上のケガや病気により労災認定されたことに伴い、使用者が法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償責任を補償します。●セクハラ・パワハラ等の侵害行為により発生した精神的苦痛（それに起因する身体の障害を含みます。）または自由・名誉・プライバシーの侵害に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

本制度にて「ストレスチェックサービス」を無料で利用することができます。
詳細は下記提携募集代理店までお問い合わせ下さい。

本制度は、事務幹事代理店「有限会社エス・アール・サービス」と、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)」との提携方式による募集となります。この記事は使用者賠償責任保険制度の内容についてご紹介したものです。保険の内容は、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)」のWEBサイトをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

【本件に関するお問い合わせ先(提携募集代理店)】

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC) 公務広域法人部
〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1 日本橋ダイヤビルディング8F

・問い合わせ電話番号 フリーダイヤル0120-015-466 IP電話からは03-3243-7025（受付:平日9時～17時）

・専用サイト <https://www.web-tac.co.jp/sharoushi/>

TAC 使用者賠償責任保険 で 検索

【事務幹事代理店】有限会社エス・アール・サービス(TEL 03-6225-4873)

【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社

2020年12月作成 20-TC07377

各種事業の取り組み

社労士会労働紛争解決センター福島



社労士会労働紛争解決センター福島は、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する

法律（ADR法）」に基づく法務大臣の認証と、社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受け、平成22年2月に開設された機関です。

労務管理の専門家である社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、その知見と経験を活かして、個別労働関係紛争を、「あっせん」という手続きにより、簡易、迅速、低廉に解決するという機関であり、平成24年7月13日から令和4年7月12日までの間は、東日本大震災及び福島第一原発事故への支援として、申立費用10,000円（税別）、手続費用5,000円（税別）を無料にして運営してきております。

最近社会問題化している職場のいじめ・嫌がらせ等のパワハラ問題に対して、昨年6月に施行された改正労働施策総合推進法により、企業にはじめてパワハラ防止のための雇用管理上の措置が義務付けられました。また、今後は働き方改革による同一労働同一賃金の導入による労使間のトラブルも増えていくことが予想され、パワハラ問題や正規・非正規間の待遇差等に関する個別労働紛争により、相談やあっせんによる早期解決を図りたいというニーズは益々増えていくことが予想されます。

このような中、全国の個別労働紛争解決制度の相談件数、あっせん申請件数は年々最多件数を更新してきておりますが、社労士会労働紛争

センター長 菅野 浩 司（福島支部）

解決センター福島の過去の利用状況を見てみると、平成22年2月の開設以来、申立受理件数はわずかに3件、平成29年以降は申立受理件数がないという状況であります。

社労士会で運営している機関の他に、労働局の紛争調整委員会や都道府県の労働委員会というようなあっせん制度が利用できる機関はございますが、どの機関も費用はかからないということで同じであるため、利用件数の差については、周知されていないということにつけると思われます。

今年度は、福島県社労士会総合相談所や関係機関との連携を強化し、また会員の皆様にも解決センター福島の存在を改めてご認識いただき、利用の促進にご協力いただければと思っております。

運営委員会としても広報・周知活動に力を入れ、また、昨年は新型コロナ感染拡大防止のため実施されなかった研修会を開催し、あっせん委員の技術・能力向上を図り、相談・申立受入れに万全の体制で臨む所存でございますので、今後とも皆様のご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

「YouTube 社労士会労働紛争
解決センターでトラブル解決！
（経営者の目線から）」



福島県社労士会総合相談所



所 長 草 野 智 正 (相馬支部)

今年度の社労士会総合相談所は、6月に開催された県総会にてご承認を頂いた次の事業を中心に、相談員の方々、会員の皆様のご協力を賜りつつ、業務を遂行いたします。

(1) 相談所の開設

- ① 県会事務局に設置された総合相談所（毎月第4水曜日（祝日を除く））
- ② 被災者支援無料相談所
 - ・県会事務局（毎週水曜日（第4水曜日、祝日を除く））
 - ・法テラスふたば（毎月第2・第4木曜日（祝日を除く））

(2) 相談員（新規及び担当されている相談員）のみを対象とした研修会の開催

(3) 相談員及び会員も参加できる研修会を年度内2回開催

第1回は年金をテーマとして10月28日にライブ配信にて開催予定

第2回は労働・労務に関するテーマで開催予定

(4) 「社労士の日」に一般事業主等を対象とした社労士会セミナーの開催

これまでの担当者や相談員として相談所業務に携わってきた会員の皆様の尽力により、頼りになる相談所として年々期待が寄せられています。今年度も相談業務の充実と研修会の開催に努めて参ります。

昨年来のコロナ禍によって、あらゆる分野で少くない影響を受けているところです。当相談所においても、上記(2)の今年度の相談員の方々のみを対象とした研修では、会場を福島市といわき市に分け、密を避けたうえで開催することとしました。また、多人数の参加が予想される上記(3)の第1回研修会では、感染拡大防止の点から、ライブ配信のみを予定しています。

なお、社労士の役割や業務を、広く一般に告知するために重要な(4)の「社労士会セミナー」については、個別相談会も実施予定であることから、会場とライブ配信の併用とし、現在の事業主が特に関心を寄せている「男性の育児休業」「ハラスメント対策」をテーマに開催を企画しております。

昨年に引き続き、相談所運営にご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

がん就労相談支援事業



担当理事 村 山 敦 子 (福島支部)

「がん患者に係る就労相談支援」は、厚生労働省の「がん対策」の一環としてがん診療連携拠点病院内の相談窓口において「就労支援と情報提供」を行うもので、県内では福島県立医科大学附属病院（以下「県立医大」という。）の臨床腫瘍センターでのみ実施しており、相談員として社労士が担当しています。

本年度は、福島支部と郡山支部から推薦していただいた5名の相談員により、毎月第4木曜日に原則、予約制で行います。

令和3年4月22日に「がん患者に係る就労相談支援事業オリエンテーション」をWeb会議で行い、実施内容や注意点、そして個人情報の

取り扱いについて話し合いました。今年度から実施方法が変わり、事前の県立医大からの連絡で相談予約がない場合でも、相談担当者には、相談窓口にて待機していただくことになりました。

令和元年に発行した相談事例集については、令和4年1月1日施行の健康保険法改正により見直しが必要となるため、第2版の発行作業を予定しております。この事例集を活用しながら、臨床腫瘍センターの関係者と協力して広報活動に力を入れていきたいと思っております。

さらに福島県社会保険労務士政治連盟と連携して県立医大以外のがん拠点病院へ社労士の活用について働きかけていきます。

会員の皆様には今後ともご協力よろしくお願い致します。

福島働き方改革推進支援センター



センター長 田中 竜夫 (郡山支部)

本年度も当センターは福島労働局から、「中小企業・小規模企業者等に対する働き方改革推進支援事業」を受託し、働き方改革推進支援の活動を展開しています。

当センターの体制は「センター長」2名、「常駐型専門家」7名、「派遣型専門家」31名（常駐型専門家7名を含む。）で、月曜日から金曜日まで9:00～17:00の間開所しております。平成31年4月から順次施行されてきた「働き方改革関連法」も、本年度4月から中小企業に適用された「同一労働・同一賃金」の開始で、一連の法改正・制度改革は落ち着いた感じがします。しかし、「働き方改革」関連の法改正は来年度以降も、①令和4年 パワハラ防止法の中小企業への適用、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定義務の101人以上の企業への拡大、②令和5年 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率50%の中小企業への適用猶予措置撤廃、③令和6年 時間外労働上限規制の建設・自動車運転、医師への猶予措置撤廃、とまだまだ続きますし、その間にも先月成立した育児・介護休業法が順次適用されていきます。

当センターでは、このような「働き方改革」に関連する法制度に対する就業規則の見直し等の対応、それに伴う柔軟な働き方などの各種制度の計画立案及び各種助成金に係る、各事業所からのご相談を受け付け、問題解決の支援をしています。具体的な支援方法としましては、①電話（フリーダイヤル2回線）、メール（専用メールアドレス）、FAX又は来所による相談対

応、②個別の事業所への専門家の派遣（原則3回まで）、③商工団体等（市町村、商工会、商工会議所、各種業界団体等）への当センターの活動内容の周知活動及び利用促進、さらに④商工団体等が行う相談会・セミナーへの相談員や講師の派遣となります。

専用ホームページも開設しており、当センターの活動内容（主旨、相談会・セミナーの開催予定等）については勿論、その他都度タイムリーな情報提供を行うとともに、専門家派遣、セミナー・出張相談予約の申し込みができるようになっています。

施行1年目、2年目を経過している「年次有給休暇の5日付与義務」、「時間外労働の上限規制」について、まだ十分に対応ができていない事業所が思ったよりあること、本年度から全面的に適用された「同一労働・同一賃金」の理解・対応もまだまだ支援の余地が多く残されていることを実感していきまして、そこに当センターの活躍の場所があると思っております。

今年度も未だ収まらない新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、企業活動が思うように進まない現況下にこそ、働き方改革により事業再生が実現可能であることを社会に広く浸透させていくべく、当センターの活動を推進してまいります。

最後に4月～6月の活動実績をお知らせいたします。

① センター相談件数	62件
② 個別派遣件数	44件
③ 出張相談における相談件数	34件

街角の年金相談センター福島



街角の年金相談センター福島（以下「センター」という。）の運営副部長を拝命し

ました福島支部の村山です。

センターは平成22年1月に開所し、11年が経過しました。

出張相談は、平成26年9月から東日本大震災において避難されている方たちへの相談という位置づけで、全国の街角の年金相談センターでは、福島のみ行っている事業です。

復興支援の一環として、センターまで来られない方のための出張相談は、現在、アオウゼ（福島市）で月2回、二本松市民交流センターで月1回実施しています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、例年より実施回数が5回少ないにも関わらず、122件と相談件数が上昇傾向にあります。

出張相談については引き続き、リビング新聞に月1回広告を掲載し、チラシ・ポスターの配布とともに記事掲載を行います。

センターについては、地域の皆様に知って頂くため、ラジオCMやバスの窓の広告、市役所

運営副部長 村 山 敦 子（福島支部）

の封筒、郵便局デジタルサイネージ等様々な形で広報を行ってきました。今年度は、ラジオ福島でのラジオCM（ラジオ福島での番組を制作も含む）を行います。

また、研修については、センターの職員、社労士相談員を対象に月1回の研修を行っていきます。既に年間のカリキュラムが決まっております。6月25日に運営本部主体でのWeb研修を実施しました。第13期生（3名）については、センター相談員として一人で窓口対応ができる十分なスキルを身につけていくため相談実習していきます。

今後も社労士会が運営する年金相談を実現するため、職員、社労士相談員のお客様への丁寧な対応、わかりやすい説明など年金相談の向上とサービスの充実を図っていきます。

最後になりましたが、引き続き感染防止対策を徹底して運営が円滑に進められるよう体制を整備していきます。

会員の皆様には、年金請求の手続きは、センターをご利用いただくよう今後ともよろしくお願い申し上げます。

社労士成年後見センター福島の現状報告と県会会員の皆様へのお願い



1. (一社)社労士成年後見センター福島の現在の状況

2021年7月時点で、会員が26名、後見人等候補者名簿掲載者は23名です。また、現在の受任者数は27名です。お亡くなりになった方が9名おりますので、累計では36名の方の受任をしています。

しかし、郡山市といわき市のみの受任となっており、会員のうち実際に受任しているのは10名の会員のみです。センターを維持していく上で受任会員の割合を高めていくことが重要であると考えています。

本年2月に全国社会保険労務士会連合会が開催した成年後見の全国担当者会議で、全国で受任件数が最も多い埼玉の取組が紹介されました。

私たち福島との受任のルートと埼玉の受任のルートは全く異なるものでした。

成年後見制度には首長申立というものがあります。私たちは今までこの首長申立を受任するという事に主眼を置いてきました。実

一般社団法人社労士成年後見センター福島
理事長 菅 沼 恒 博 (会津支部)

際、福島の場合受任はすべて市長申立てです。この場合、市町村担当者からの推薦依頼があるのを待っているというスタイルです。

しかし、埼玉の場合は、首長申立もありますがセンター会員が知人や顧問先などから直接受任したり、県会会員から紹介されて受任というのが多いという話でした。

2. 県会会員の皆様へのお願い

県会会員の皆様にお願いがあります。

知人や顧問先などから高齢者や障がい者の方に関した相談を受けたとき、もし成年後見制度についてご紹介したほうが良いのではないかとと思われる場合には、ぜひ、当社労士成年後見センター福島にご連絡いただきますようお願い致します。センター会員から成年後見制度について説明させていただきます。

私たちのセンターでは下記のように地区ごとに担当者がおりますので、その方に連絡していただくか当センターのホームページ(「社労士 後見 福島」で検索)の「お問い合わせ」からお問い合わせください。

《地区担当責任者》

(福 島) 中島真由美 TEL (024) 542-1872
(郡 山) 木村 智彦 TEL (024) 951-5113
(いわき) 中目 敏雄 TEL (0246) 26-5310

(会 津) 真船 茂 TEL (0242) 75-2569
(相 馬) 草野 智正 TEL (0244) 23-3265





令和3年度連合会総会に出席して

鈴木 慎太郎 (相馬支部)

去る6月30日に開催された連合会総会に初めて県会の代表として参加致しました。経験の少ない私が、社労士を統括する連合会の総会に出席してよいのかと恐縮しながら、一方で、実際に連合会で何が行われているのか肌で感じたいという興味も強く抱きながら当日を迎えました。参加してみて一番感じたことは、連合会の大きな動きが県会に適切に伝わり、事務局の皆さんの手をお借りして私たちにわかりやすく、正しく届けて頂いているからこそ、安心して活動できているということでした。改めて大きな感謝と、県会の一員で居られていることの安心を感じます。また、福島会の榎田先生が議事運営委員会の委員長として総会の運営を担ったことも仲間として誇らしく思いました。

私たち社労士は当たり前のように資格を用いて業務を行います。その源には連合会の存在があり、倫理規定や各種制度、法的基盤を整え、関係各所との連携を図り、社労士の地位向上に奔走し、社会貢献の場を広げる等、強力なバックアップがあるからこそ、日々の業務が成り立っていると感じることができました。そして、連合会の業務を他人事であるとは思わずに、連合会が何を目標しているのかをしっかりと見据え、自分事として参画する社労士が一層増えることが、社労士だけでなく、社会全体のより良い発展に繋がるであろうと強く思います。

印象に残っている質問は勤務会員に関する事業についてです。会員のうち勤務社労士はほと

んど大都市圏に集中していることを知り、一口に社労士といっても地域や立場ごとに様々な違いがあると感じられたことも収穫でした。自分と同じ開業の立場からものを考えることが多いですが、公平かつ多様な視点を持って県会の仕事にも取り組まなくてはならないと思う機会でした。他、Beyond CORONAへの活動などは、社労士だからこそ出来る日本で働くすべての人への直接の貢献の機会であり、より深く関わっていく必要があると感じました。

日常に戻った今、何か質問ができたならよかったという少しの後悔と共に、貴重な機会をいただいた私の役割は、連合会の組織や運営を理解しようと努めること、そして広めていくことであると考えます。議案については県会の代表としてしっかり考え決議に参加致しましたが、開催にあたり、事業報告や事業計画の説明の際などはパネルを用いて明確に表現していただくなど、伝える意思をしっかりと見せていただいたことも、より積極的な参加に繋がる運営であったと感じています。最後に、連合会がこのように広く平等に機会を与え、参画を歓迎する姿勢を見せていただく中で学ぶことは、各社労士にとっても大きな励みと成長になると思います。与えられるだけでなく双方向の意思疎通となるよう、ぜひ若い方を含め広く皆さんに体験していただきたい場だと思いました。貴重な機会をありがとうございました。



デジタル化研修・第3回研修会を受講して

小 前 典 子 (いわき支部)

昨年からはまったZoomや動画配信による県会研修会の受講は3回目です。今回は開催当日に予定が入る見込みだったため、動画配信を申し込みました。動画の視聴は指定された期間内ならいつでも可能とのことでしたので、日常業務を調整して金曜と土曜日に分けて視聴しました。

デジタル化研修は、連合会の社労士業務デジタル化推進部会の部会長 星孝夫氏による「社労士業務のデジタル化」でした。社会全体が急速にデジタル化の方向に進んでおり、社労士業務もそれに無縁ではいられないことや、連合会はその方向を見極め、いろいろな角度から社労士のデジタル化の後押しをしようとしていることなどを分かりやすくお話いただきました。

私自身、少し前までは「電子化といえば社労士による電子申請」という認識でしたが、最近では事業主のほうから「36協定って私たちも電子申請できるんですね」「タイムカードをやめてクラウドで管理してます」という話が出てきたりして、気を緩めると置いていかれそうな勢いです。自分はこれからどのようにデジタル化に取り組んでいけばよいか考えさせられました。

第3回研修は、年金書籍等でよくお名前を拝見する三宅明彦氏による「改正年金法と遺族年金事例」でした。2020年6月5日に公布された改正年金法によって変わる点について、変更開始日順にご説明いただきました。メディアなど

では一時期「年金受給が75歳から可能に！」と喧伝されましたが、それ以外にも数多くの変更点があり、私たちの実務にも大きな影響があるとのこと。特に「改正で変わる想定相談事例」の解説では、「在職老齢年金の見直しでの想定相談」「在職定時改定の導入での想定相談」など、中小・零細の顧問先からも相談されそうな点は大変参考になりました。

なお、上記の研修と同時に、業務委員会副委員長の渡邊浩美氏による必須研修「職業倫理について」も併せて受講しました。最近ではコロナで他の社労士の先生方と話をする機会も減っており、独善的な業務のやり方になってしまっていないか、ふと不安になることもあります。折に触れ職業倫理のお話を聞き、自らの羅針盤を調整することも大切だなと思いました。

今回のような動画視聴での研修は、講師の先生と受講者が同じ時間を共有するという緊張感はありませんが、時間的に参加しやすいことと、自分のペースで勉強できることが魅力です。今回の研修では、年金関係が苦手な自分でも、難しいところを聞き直したり、途中で止めながらテキストを見直したりして、無理なく学ぶことができました。

Zoomや動画配信による研修は、講師の先生、役員の皆様、事務局の皆様にはいろいろとご負担をお掛けすることも多いと思いますが、今後コロナが終息して集合研修が可能となっても、ぜひ残せるようご検討いただけると幸いです。



「頭を垂れる稲穂かな」

高橋 淳也 (福島支部)



完全に気を抜いていたところに思いもかけずブーメランが飛んできました。小心者ゆえ断ることができませんでしたが、何も書くことが思いつきません。気の重い日々を過ごしていましたが、過去の会報を振り返ってみると、おそらく今回の会報では定時総会を経て会長や副会長、役員の方々の挨拶文が数多く掲載され、皆様それらに目を通し、始動した新体制への思いを巡らせるはず。それらと対極にある私のような名もなき会員の寄稿文などスルーの対象であることは明らかで、そう考えると急に気が軽くなりました。以下、気ままに書きたいと思います。

私の唯一ともいえる趣味は将棋です。小学生の頃に覚え、それ以降はテレビで見たり時々指したりする程度でしたが、「将棋ウォーズ」という将棋アプリが出てからは毎日指しています。「10分切れ負け、3分切れ負け、10秒将棋」がありますが、主に指すのは「3分切れ負け」です。持ち時間が3分で、自玉が詰まされるか持ち時間の3分を使い切ったら負けなので、必ず6分以内に終わります。多い日だと10局以上、少ない日でも3局は指します。

ハマっている戦法は「アヒル囲い」。プロの公式戦ではまず指されません。左右の金を両開きにして低い陣形に構え、飛角交換を挑んでいく短時間の将棋に適した奇襲戦法です。陣形が低くバランスが良いので、大駒の打ち込みに強いのが特徴です。

かつては将棋の本を買ったり新聞の将棋欄を見たりして勉強したのですが、今はほとんどYouTubeです。普通の将棋オタだけでなく、プロ棋士や女流棋士もYouTubeに将棋ウォー

ズの実況動画を上げています。「ここでこうして、相手はこうして、そうすると今度はこれをこうして…」など、自分の頭の中を声に出してくれるので、「なるほど、プロの棋士でもそういう風に考えるのか」と勉強させられます。

将棋の良いところは、「礼に始まり礼に終わる」ところです。開始時は「よろしくお願ひします」とお互い頭を下げ、たとえ竜王や名人クラスがプロに成り立ての若手棋士に負けたとしても、「負けました」と言って頭を下げます。強いからといって尊大になることはありません。むしろ強い棋士ほど心得が素晴らしいように見えます。私自身の実りの秋がいまだ訪れないことは自他共に認めるところですが、相手に敬意を払うこと、感謝することは忘れたくないものです。

ところで、プロ棋士は一局指すと1～2キロ痩せるといいますが、私の将棋アプリの数分程度の対局では当然そんな現象は起きません。毎年の健康診断のたびに体重と腹囲の数字が大きくなっています。太るのは早いくせに、一食抜いても痩せません。意を決し小心者の度胸をフル回転させて先日ジムに申し込みをしてしまいました。はたして二つ目の趣味誕生となりますかどうか。



今回は郡山支部の熊谷輝明会員にお願いしました。ご快諾いただきありがとうございます。

「情報・一番」

関係機関の職員名簿

令和3年7月1日現在

福島労働局

福島労働局

労働局長 河西 直人

総務部

総務部長 松田 忍

総務課

総務課長 東海林 司

総務企画官 菅野 幸成

課長補佐 安瀬 忠夫

総務係長 葛西 翠

人事係長 水野 友喜

会計第一係長 澤田 孝久

会計第二係長 宮澤 幸弘

会計第三係長 渡邊 由貴

労働保険徴収室

労働保険徴収室長 宗像 京子

室長補佐 川村 孝人

室長補佐 藤原 一典

雇用保険監察官 深谷久美子

適用指導官 遠藤 寛人

適用第一係長 留田真奈美

適用第二係長 高橋 恒治

徴収第一係長 遠藤 友行

徴収第二係長 玉木亜希子

徴収専門官 高野 信弘

雇用環境・均等室

雇用環境・均等室長 富塚 リエ

雇用環境改善・均等推進監理官 穴戸 敦

室長補佐

室長補佐

労働紛争調整官

企画調整係長

佐藤 正隆

金澤 利美

加藤 政和

中田 裕之

労働基準部

労働基準部長

松田 明

監督課

監督課長

大和 稔弘

主任監察監督官

渡辺 満

監察監督官

齋藤 勝

健康安全課

健康安全課長

伊藤 達夫

主任安全専門官

空閑 秀雄

課長補佐

鈴木 孝春

賃金室

賃金室長

川又 健一

室長補佐

大野木由美

賃金指導官

長面川昌弘

労災補償課

労災補償課長

高田 正樹

労災管理調整官

福地 薫

労災保険審査官

二見 一光

労災監察官

菊田 眞也

労災監察官

新岡 弘之

医療監察官

佐々木真治

特別労災認定指導官

小西 陽一

給付調査官

七海 幸夫

医療係長

渡邊真智子

職業安定部

職業安定部長

寺岡 潤

職業安定課

職業安定課長

秋元 初雄

課長補佐

矢内 聡

雇用保険審査官

菅野 敏弘

職業安定監察官

梅原佐登志

雇用保険監察官

獨鉦 葉子

雇用保険監察官

浜津 敏弘

雇用保険監察官

鈴木 和子

労働市場情報官

菅野 茂

地方職業指導官

阿部 一広

地方職業指導官

佐藤加奈子

地方職業指導官

浦山 薫郎

雇用保険係長

安斎 克

職業対策課

職業対策課長

宇佐見 晃

課長補佐

安達 文洋

福島帰還者等支援専門官

柴野 乙彦

高齢者対策担当官

清水 寛

高齢者対策担当官

松本さつき

障害者雇用担当官

坂内 隆

雇用開発担当官

高羽真由美

外国人雇用対策担当官

松本さおり

訓練室

訓練室長

児島 永憲

室長補佐

佐藤 寿夫

地方人材育成対策担当官

森 真理

需給調整事業室

需給調整事業室長

佐野 幸男

室長補佐

宮城 錠児

労働基準監督署

福島労働基準監督署

署長

塩原 哲朗

副署長

小野 寧康

一方面主任監督官

須田 裕太

二方面主任監督官

高松 崇

三方面主任監督官

神山 雅貴

業務課長

飯塚 由美

労災課長

小西 昌子

郡山労働基準監督署

署長

田中 暁雄

副署長

宮崎 明人

一方面主任監督官

馬場 正博

二方面主任監督官

松尾 佑輔

三方面主任監督官

諫山 昇

安全衛生課長

三瓶 詔宏

業務課長

空閑 初美

労災課長

二見 陽子

いわき労働基準監督署

署長

針生 達矢

副署長

寺嶋 徹之

一方面主任監督官

西村 哲史

二方面主任監督官

梶原 圭佑

三方面主任監督官

森田 鉄兵

安全衛生課長

高橋 貴大

業務課長

片寄 美樹

労災課長

飯塚 誠

会津労働基準監督署

署長

荒 徳彦

一方面主任監督官

佐藤 健司

二方面主任監督官

横溝 哲郎

労災課長

渡邊 徳秋

白河労働基準監督署

署長

田村美登理

監督・安衛課長

遠畑 暁

労災課長

渡邊 拓也

須賀川労働基準監督署

署長

管家 紀男

監督・安衛課長

村上 航

労災課長

鈴木 敦子

喜多方労働基準監督署

署長

森合 吉徳

監督・安衛課長

丸尾 友人

労災課長

佐藤富士雄

相馬労働基準監督署

署長

齋藤 敏彦

監督・安衛課長

岸 俊覚

労災課長
富岡労働基準監督署
署長
監督・安衛課長
労災課長

大沢 雅臣
高田 豊和
関口 和也
渡邊 孝之

雇用保険課長
統括職業指導官
統括職業指導官
統括職業指導官
統括職業指導官

野内 伸一
鈴木 芳行
平野 豊雄
有馬 正博
押田 健一

公共職業安定所

ハローワーク福島

所長
次長
次長
庶務課長
雇用保険適用課長
雇用保険給付課長
統括職業指導官
統括職業指導官
統括職業指導官
統括職業指導官
産業雇用情報官

江川 智明
森 光市
遠藤 好孝
若林 亮史
菅野 洋子
阿久津賢之
那須 哲雄
佐藤 明美
金澤 博子
笹山 利弥
森 一夫

ハローワークいわき

所長
次長
庶務課長
雇用保険適用課長
雇用保険給付課長
統括職業指導官
統括職業指導官
統括職業指導官
統括職業指導官
産業雇用情報官

奥貫 秀則
照井 信也
小泉 直美
岡田 夏江
東城 弘志
三品 暖
菊地 直人
根本美和子
栗田 秀幸
杉岡 辰雄

ハローワーク小名浜

所長
統括職業指導官

小泉 英俊
阿部 智樹

ハローワーク勿来

所長
統括職業指導官

永野 章一
作山かおり

ハローワーク会津若松

所長
庶務課長

井関 義浩
松本 和夫

ハローワーク南会津

所長

渡部 正一

ハローワーク喜多方

所長

鈴木 宏幸

統括職業指導官

渡部 幸代

ハローワーク郡山

所長

高羽 秀幸

次長

菅野 紀子

次長

柳澤 幸治

庶務課長

井関 愛子

雇用保険適用課長

五十嵐 勉

雇用保険給付課長

平野美智世

統括職業指導官

小比田直美

統括職業指導官

遠藤 芳江

統括職業指導官

安斎 正隆

統括職業指導官

三浦 靖弘

産業雇用情報官

宮田 耕進

ハローワーク白河

所長

菅野 義光

管理課長

三品 香織

統括職業指導官

秋元 洋子

統括職業指導官

東海林美幸

ハローワーク須賀川

所長

津田 丈治

管理課長

飯田 文子

統括職業指導官

清水久美子

統括職業指導官

小比田正弘

ハローワーク相双

所長

安田 寿夫

管理課長

渡部優佳子

統括職業指導官

荒木 栄夫

統括職業指導官

齋藤 信也

ハローワーク相馬

所長

菊地 和弘

統括職業指導官

芦澤 浩二

ハローワーク富岡

所長 佐藤 道夫
統括職業指導官 星 延尚

ハローワーク二本松

所長 大泉 昌悦
管理課長 大石田浩和
統括職業指導官 大宮 由美
統括職業指導官 武藤 正人

年金事務所

東北福島年金事務所

所長 風張 信男
副所長 渡部 高行
副所長 石田 喜裕
厚生年金適用調査課長 佐藤 ゆり
厚生年金徴収課長 本吉 浩
国民年金課長 佐藤 真利
お客様相談室長 佐藤 和行

郡山年金事務所

所長 橋本 聡
副所長 角田 廣好
厚生年金適用調査課長 伊東 利真
厚生年金徴収課長 根本 諭
国民年金課長 小竹 俊彦
お客様相談室長 古川美智子

平年年金事務所

所長 高橋 智
副所長 小松 浩二
厚生年金適用調査課長 小澤 俊也
厚生年金徴収課長 金賀 知
国民年金課長 羽澤 幸久
お客様相談室長 岡野 憲二

会津若松年金事務所

所長 白岩 忠信
副所長 湯田 正幸
厚生年金適用調査課長 武田 善幸
厚生年金徴収課長 尾形洋一郎
国民年金課長 歌丸 顕広
お客様相談室長 佐藤 孝志

相馬年金事務所

所長 岡崎 清克
副所長 小椋 昌洋
厚生年金適用調査課長 (副所長併任)
厚生年金徴収課長 (副所長併任)
国民年金課長 石井 宏喜
お客様相談室長 佐藤 裕一

白河年金事務所

所長 菅野 敏功
副所長 高橋 克幸
厚生年金適用調査課長 (副所長併任)
厚生年金徴収課長 (副所長併任)
国民年金課長 鷲尾 高
お客様相談室長 桐生 敏也

全国健康保険協会福島支部

支部長 遠藤 隆男

企画総務部

企画総務部長 菅原 裕宏
企画総務グループ長 菊地 誠
保健グループ長 茅田有美子

業務部

業務部長 樋口 香代
業務グループ長 宮下 政博
レセプトグループ長 沼田 丈治

新 入 会 員 紹 介

1. 氏名 2. 住所 3. 入会年月日 4. 登録区分（開業・勤務等） 5. 開業事務所名又は勤務先名
6. 関係資格・特技など 7. 趣味・スポーツ 8. 社労士を目指した理由、抱負など

1. ^{あい かわ よし たけ}
會 川 良 武

2. 福島県郡山市
3. 令和3年4月1日
4. 勤務
5. 株式会社アサカ理研
7. ドライブ

8. 少子高齢化の時代、一日でも長く社会に貢献できるスキルを求めて、社労士資格に出会いました。経営者及び労働者双方にとって理想的な職場とは何かを考え、職務に邁進いたします。一日も早く皆様のお役に立てるよう、精進いたします。どうぞよろしくお願いいたします。



1. ^{おお わ た まさ し}
大和田 勝 史

2. いわき市平中塩字沖37
3. 令和3年4月1日
4. 開業
5. 大和田勝史社会保険労務士事務所
7. 将棋・柔道

8. 令和3年4月1日付で登録・入会しました大和田勝史と申します。

大学まで体育会系柔道部に所属しておりました。父が病気になったことを機に地元いわきに戻り、社労士事務所に5年勤務し独立いたしました。水害で被災した自宅の離れを事務所として建て直し、開業いたしました。平成2年生まれ、今年31歳になります。これから、どうぞよろしくお願いいたします。



1. ^{いま いずみ たか お}
今 泉 貴 雄

3. 令和3年4月15日
4. 勤務
5. 協同組合郡山労務経営サービスセンター
6. 行政書士

7. 野球、相撲、GLAY

8. 昭和の後半に生まれ、平成を駆け抜けて参りました。新しい年号の始まりは、新型コロナウイルスにより、新しい生活様式への変化が起こっております。目まぐるしく変化する時代と共に、近頃は頻繁に法律が改正されて

います。私が提供できるサービスは法律に基づいており、それらの情報をできる限り分かり易く中小企業の事業主様にお届けすることを通して、会社の事業主様を支え、そこで働く社員様の生活の向上、より強く優しく熱く安定した魅力ある会社づくりに貢献し、事業

主と労働者のどちらにとっても、信頼できる存在でありたいと思っております。そして人と人との繋がりを大切に色んなお話を頂きながら、笑顔と熱い眼差しを胸に令和という時代も駆け抜けて参ります。よろしくお願い申し上げます。



1. ^{すず}鈴木 ^{じゅん}淳

2. 喜多方市山都町字館原
4695番地
3. 令和3年5月15日
4. 開業
5. 鈴木淳社会保険労務士
事務所

6. 第一種衛生管理者（東京労働局長）、年金実務中級試験合格（服部年金）、年金アドバイザー2級試験合格（銀行業務検定協会）、給与計算実務能力検定1級試験合格（職業技能振興会）
7. 読書（特に藤沢周平、城山三郎、吉村昭、外に佐高信のおすすめ本）
8. 65歳を過ぎて開業することに迷いはありましたが、折角取得した資格なので、後期高齢者になるまでやってみようと思いました。

例えば、20代半ばから40代半ばまでの20年間、自治労運動の中で「労働条件の改善」に取り組んできましたが、労基法や労安法等の実務に精通してはいませんでした。

50代になり社労士に興味をもち、「七転び八起」の精神で何とか試験に合格しました。

開業までの6年間は、「服部年金」の講座を受講しながら知識が途切れないように勉強してきましたが、このままでは中途半端だと思い登録をしました。

私の住む地域は、市内で最も少子高齢化が進んでいるところですが、社労士として「年金」を中心に地域の皆さんのお役に立てればと思います。

結びに、全く経験なしに入会しましたので、会員の皆様のご指導をよろしくお願い致します。



1. ^{すず}鈴木 ^{ひろ}洋 ^{あき}彰

2. 福島市北五老内町1-3
3. 令和3年6月1日
4. 法人社員
5. 社会保険労務士法人
TMC福島
6. RST

7. 原付バイクを部品から組み立てる。

8. 新卒で社労士事務所に入所する際、代表に面談していただいた時、こんな人になりたいと思ったことがきっかけです。

今後は社労士として、自分の言動に責任を持ち、精進していく所存です。ご指導のほどよろしくお願い致します。



1. ^あ ^{だち} ^り ^え
安 達 里 絵

2. 福島市三河南町1-20
コラッセふくしま 6F
3. 令和3年8月1日
4. 開業
5. あだち社会保険労務士事務所
6. 2級ファイナンシャル・プランニング技能士、
年金アドバイザー 3級
7. ホルン、ガーデニング、グルメ
8. 令和2年度の試験に合格してから今日まで
たくさんのご縁に恵まれ、開業の日を迎える

ことができました。現在は、ふくしま社会労働福祉協会でも働かせていただきながら、少しずつ経験を積ませていただいているところです。

人生の中の多くの時間を占める「働く時間」が労使にとってより充実したもの・やりがいのあるものになるようサポートしていければと思っております。そして私自身も社会保険労務士としてたくさんの課題に挑戦し、成長していきたいです。

よろしくお願い申し上げます。



支 部 だ よ り

福島支部

- 2月26日 支部会報第75号発行
 3月12日 第4回幹事会（チュンバおおまち）
 4月16日 第44回定時総会（福島テルサ）
 出席20名 委任者数42名
 5月20日 第2回幹事会（福島市市民会館）
 6月25日 令和3年度県北士業協議会（福島県土地家屋調査士会）
 白岩裕和支部長、佐藤龍樹幹事出席
 7月14日 第3回幹事会（Zoom）

【令和3年度 福島支部事業計画】

度重なる法改正や技術の進歩が各企業や私たち社会保険労務士を取り巻く環境を大きく変化させています。そういった状況にあっても、社会保険労務士が本来与えられた業務を再確認し、素早く社会の変化に対応することが出来るように下記の事業を計画しています。

- 能力・資質の向上を図り、倫理の維持・向上を図る事業
 - ① 社会保険労務士業務に関連した法改正に対応した研修
 - ② 社会保険労務士の実務に関連した各種届出書類等の様式・行政の取扱いの変更に対応するための研修
 - ③ 社会保険労務士業務における各分野の専門性を高める研修

※新型コロナウイルスの感染状況・福島県内のワクチン接種状況を勘案し、運営方法を決定
2. 社会保険労務士制度の普及・地位の向上を

図る事業

- ① 県会、各種団体・行政からの相談員、講師の派遣依頼への対応
 …被災者支援無料相談、福島県立医大における「がん就労支援」等
3. 関係官庁の出先機関との連絡・調整事業
 - ① 行政手続きの適正化と、依頼者等の権利・利益に寄与するための必要に応じた関係行政機関との打ち合わせ、並びに県会事業との連携を図っていく
 …ワークルールセミナー等
4. その他必要と認められる事業
 - ① 支部会報の発行
 - ② 県北士業協議会への参加
 - ・市民無料相談会（令和3年度については中止が決定しています。）
 - ・県北士業協議会情報交換会
 - ③ その他必要と認められる事業

郡山支部

- 4月7日 第1回支部幹事会（郡山市労働福祉会館）出席9名
 ・令和2年度会計監査
 ・令和3年度通常総会議案書等の審議
 4月28日 令和3年度通常総会（ホテルプリシード郡山）
 出席87名（委任者65名含む）
 ・令和2年度活動報告、収支決算・会計監査報告
 ・令和3年度事業計画、収支予算承認の件

- ・旅費、日当及び事務費支給基準一部改正の件
- ・名札に関する取扱い規程一部改正の件

5月28日 第2回支部幹事会（郡山市労働福祉会館）出席11名

- ・令和3年度事業活動の件
- ・支部委員会の委員選任
- ・その他（ZOOM利用方法について、県会理事会報告等）

6月14日 郡山、須賀川地区行政挨拶

出席 支部長、副支部長2名、事務局

- ・須賀川労働基準監督署、ハローワーク須賀川、ハローワーク郡山
- ・郡山労働基準監督署、郡山年金事務所

6月25日 白河地区行政挨拶

出席 支部長、副支部長1名、事務局

- ・白河労働基準監督署、白河年金事務所、ハローワーク白河

6月28 第1回企画委員会（須賀川市民交流センター）企画委員4名出席

- ・電子申請（GビズID）取得と操作に関する研修会の件。

会津支部

4月23日 令和3年度定期総会（会津若松ワシントンホテル）

出席者17名、委任状19名

佐藤洋一新支部長より「元気ある会津支部」「企業に貢献できるような会津支部」を作っていきたいと新体制がスタート。

5月18日 第2回役員会（会津美里町 宮廻）出席者8名

会津開催となる第44回定時総会への協力、今後の支部の活動内容・役割分担等。

5月25日 無料社会保険労務士相談（会津若松

市 会津稽古堂）

新型コロナウイルス感染症集中対策期間のため中止。

6月22日・29日

雇用調整助成金等の無料相談会（南会津町役場）

湯田清一会員、渡部翔太会員協力予定も予約がなく中止。

【今後の無料社会保険労務士相談】

7月27日

協力予定会員 板橋奎一郎、鈴木 淳

9月28日

協力予定会員 渡部翔太、瀬田友裕

11月24日

協力予定会員 鈴木荘太郎、鈴木 淳

1月25日

協力予定会員 庄司義信、真船 茂

3月22日

協力予定会員 吉田 守、菅沼恒博

【今後の支部行事予定】

業務研修会、実務研修会、意見交換会を各1回ずつ開催予定。

時期・内容は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ検討中。

いわき支部

昨年は大変な一年でした。新型コロナウイルスの感染拡大により先行きも見通せないなか、今年に入り、ようやくワクチン接種がはじまり、この感染拡大の終息に期待したいと思います。

今年度（令和3年度）は支部役員改選があり新執行部体制となりました。中目支部長及び支部幹事だけではなく、支部事業運営については、広く支部会員皆様にもサポーターとして協力をお願いしていきたいと考えております。

コロナ禍、例年どおりの支部研修会の開催とはいきませんが、研修内容の充実を図り、オンラインを活用しつつ、研修会を実施していきたいと思います。

また昨秋開催予定で延期しておりました交流事業については、姉妹支部の協定を締結しています長野県会諏訪支部様とも話し合いながら、今秋開催（会津若松）に向けて、準備をしています。

今後の当支部の各事業については、コロナウイルスの感染拡大の動向を注視しつつ、県会とも協議し、適切な運営に努めます。また今後とも感染対策を徹底し、感染状況等により実施開催等の判断をしていきたいと考えております。

3月18日 令和2年度 第2回支部研修会（いわき産業創造館）

1. Zoomの使い方について

講師：牧野 祐一 会員

2. パワハラ防止法概要と必要な措置について

講師：飯高 昌男 会員



第2回支部研修会風景

3月25日 第4回幹事会（いわき市労働福祉会館）
出席幹事6名 顧問2名

4月22日 令和3年度第51回支部定時総会（いわき市労働福祉会館）
出席14名、委任39名



令和3年度支部定時総会

同日 第1回幹事会（いわき市労働福祉会館）
出席幹事4名

5月20日 第2回幹事会（オンライン会議）
出席幹事5名

6月下旬 支部会報いわき第14号発行

【今後の予定（令和3年9月～）】

9月24日 第1回支部研修会

11月6日～7日

交流事業（会津若松市）

12月 いわき五土業無料合同相談会

令和4年

2月25日 第2回支部研修会

【通年開催中】

いわき市無料労働・年金相談所 毎月第3火曜日（いわき市役所総合政策部広報広聴課）

※東日本大震災復興支援事業の一環として実施

相馬支部

3月20日 支部会員の郵送による投票の結果、次期支部長と副支部長が次のとおり決まりました。

支部長 草野 智正 会員

副支部長 鈴木慎太郎 会員

4月15日 会員の集合による令和3年度支部総会を中止し、書面により議決を諮り、支部会員全員による賛意を得て令和3年度通常総会議案書は可決されました。

6月4日 支部長と副支部長の2名にて、再任の挨拶に行ってきました。ご対応いただいたのは次の方々です。

相馬労働基準監督署

署 長 齋藤 敏彦 様

相馬年金事務所

所 長 岡崎 清克 様

副所長 小椋 昌洋 様

相双公共職業安定所

所 長 安田 寿夫 様

相双公共職業安定所相馬出張所

出張所長 菊地 和弘 様

統括職業指導官 芦澤 浩二 様

各署・所において、情報や意見等の交換、各種要請への対応、研修の実施など、支部との交流を深めていくことを話し合い、併せて、社労士に対する理解と業務への協力、社労士に業務委託していない事業主等へ開業支部会員の紹介をお願いしてきました。

相馬市において開催していた東日本大震災復興支援の相談会について、相馬市の担当課より、相談員の方々の誠意ある尽力により当初の目的が達せられたため、令和2年度末（令和3年3月25日が最後）にて相談会を終了したいとの案内がありました。

長年にわたり相談を担当された支部会員の方々には心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、支部会や研修等、会員の集合を伴う事業の自粛が昨年より継続しています。そこで、対面や訪問をせずに会員間の交流を図れないものかと考え、速報性と発信量の多さから、会員間の電子メールの活用を進めているところです。



●●● 会 員 異 動 状 況 ●●●

(R3. 8. 1現在)

1. 入 会 者

ふり 氏 名	事務所名又は勤務先	事務所又は勤務先所在地	電話番号 FAX番号	支 区 分	入会月日
せい の かず こ 清 野 和 子				福 島 勤 務	3. 3. 1
わたなべ かおり 渡部 香(通称)	渡部社会保険労務士事務所	会津若松市材木町 2 - 6 - 40	0242-27-2498	会 津 開 業	3. 3. 1
おおわだ まさ し 大和田 勝 史	大和田勝史社会保険労務士事務所	いわき市平中塩字沖37	0246-38-4573 0246-38-4032	いわき 開 業	3. 4. 1
あい かわ よし たけ 會 川 良 武				郡 山 勤 務	3. 4. 1
いま いずみ たか お 今 泉 貴 雄	協同組合郡山労務経営サービスセンター	郡山市朝日三丁目 4 の 7 郡山青色会館 2 階	024-932-3050 024-932-4470	郡 山 勤 務	3. 4. 15
さ とう しん じ 佐 藤 伸 次				郡 山 勤 務	3. 5. 1
すず き じゅん 鈴 木 淳	鈴木淳社会保険労務士事務所	喜多方市山都町字館原4695番地	090-1377-7798	会 津 開 業	3. 5. 15
すず き ひろ あき 鈴 木 洋 彰	社会保険労務士法人TMC福島	福島市北五老内町 1 - 3 福島法曹ビル202	024-525-3050	福 島 社 員	3. 6. 1
あだち り え 安達里絵(通称)	あだち社会保険労務士事務所	福島市三河南町 1 番20号 コラッセふくしま 6 F	024-525-4053 024-525-4069	福 島 開 業	3. 8. 1
は せ がわ みつ ひこ 長谷川 充 彦	長谷川充彦社会保険労務士事務所	郡山市本町 2 - 22 - 10	024-922-1761 024-922-1761	郡 山 開 業	3. 8. 1

2. 退 会 者

氏 名	事務所名又は勤務先	事務所又は勤務先所在地	区 分	退会月日
菱 野 義 将	福島県社会保険指導協会	福島市宮町 2 - 41 福島セントラルハイツ206	開 業	3. 2. 28
坂 本 英 典		いわき市平藤間字松原65	勤 務	3. 3. 22
山 田 正 男	山田労務管理事務所	須賀川市森宿字海道西62- 2	開 業	3. 3. 31
松 原 英 一		いわき市小名浜字定西242	勤 務	3. 3. 31
泉 宣 子	泉社会保険労務士事務所	福島市上町 2 - 5 福島労働基準労働保険事務組合内	開 業	3. 3. 31
久 野 昌 美	福島保護観察所	福島市狐塚17	勤 務	3. 4. 30 宮城会へ
藤 田 直 樹	社会保険労務士法人TMC福島	福島市北五老内町 1 - 3 福島法曹ビル202	社 員	3. 5. 31 青森会へ

※開業・社員・勤務会員の住所変更は除く

3. 異動・変更等

氏 名	変 更 事 項	変 更 内 容	変更月日
橋 本 市 朗	事務所所在地・FAX番号	郡山市八山田4丁目55番地 フローラルビルB-3 FAX 024-983-6050	3.3.1
廣 瀬 充 昭	事務所名称・所在地・電話番号	ヒロセ社会保険労務士事務所 伊達郡国見町山崎字耕谷2番地34 TEL 024-585-3443	3.4.1
壁 巢 倫 弥	区分変更（勤務→開業）	壁巢社会保険労務士事務所 郡山市大槻町字原田19-20 TEL 080-3334-8031	3.4.1
村 上 裕 理	付記	特定社会保険労務士	3.4.15
中 島 真由美	事務所所在地・電話番号・FAX番号	福島市飯坂町湯野字湯ノ上29-4 菱沼ビル2F TEL 024-573-7009 FAX 024-573-7552	3.5.17
高 堀 洋 幸	事務所電話番号	TEL 090-4311-7705	3.5.24
熊 谷 輝 明	事務所所在地・電話番号・FAX番号	須賀川市山寺町35 なんぶビル108号 TEL 0248-94-6526 FAX 0248-94-6527	3.5.25
小 林 祐 子	事務所電話番号	TEL 090-8614-0482	3.6.1
高 橋 俊 一	事務所名称	Dateマネジメント社会保険労務士事務所	3.6.1
杉 原 正 雄	事務所電話番号	TEL 090-2368-5736	3.7.7

4. 会員の現況

	福 島	郡 山	会 津	いわき	相 馬	合 計
開 業 (法人社員含む)	71	111	38	55	16	291
勤 務 等	18	18	7	9	1	53
計	89	129	45	64	17	344
法 人	4	11	0	3	2	20

改訂 16 版 働き方改革関連法に対応！

労働基準法解釈総覧 厚生労働省 労働基準局 編

膨大な法令集や解釈例規集など、個別にひとつひとつ不便さを解消！
労働基準法の各条文ごとに、必要な法令、規則、告示、通達などを
まとめて収録。さらに「参考資料編」では、労働契約法、
労働者派遣法、労働時間設定改善法、パート・有期労働法について
法律や省令、指針（ガイドライン）、通達などのアップデートを図り
ました。まさに、実務担当者にとって『座右の書』といえます。
改訂16版では、「働き方改革関連法」による改正を反映させたほか
令和2年3月31日の労働基準法改正（法律13号）に対応しています。

お問合せ
ご注文は



株式会社労働調査会 東北支社

〒980-0801 宮城県仙台市青葉区木町通 1-8-28 三栄木町通ビル
TEL: 022-223-0521 FAX: 022-268-6360 URL: <http://www.chosakai.co.jp/>

attention

6年ぶりの改訂！
待望の新刊！！

厚生労働省労働基準局 編
発行：労働調査会
体裁：B6判／968頁
税込価格：4,730円（税別 4,300円）



編 集 後 記

ワンオペ育児

ここ数年、私の周りでは出産ラッシュとなっておりますが、男性陣の「イクメン」ぶりにはとても感心させられるばかりです。

「ワンオペ育児」とはどこの国の事なのかと、思ってしまうほど。

改正育児法が男性の育児参加への一里塚となって欲しいと願っています。(H. S)

自転車で走るのが好きなのですが、コロナ禍の自粛生活の折、自宅にエアロバイクを購入しました。一年間漕ぎ続け、気付けば総走行距離数が9,000kmを突破しました。シベリア鉄道ほどの距離だそうです。地球一周を達成する前に、以前の生活に戻ればよいのですが。消費カロリー以上に摂取するので、全くお腹はへこみません。(Y. M)

東北地方も梅雨が明け、本格的に暑い毎日が続いております。こんな時は、海にでも行って涼むことも考えたくなりますが、コロナ禍の真ただ中。なかなか簡単に「海へ行こう!」とは言えない状況で、どうして運動会?と考えるのは私だけ?

賛否両論はありますが、今回のことを皮切りに、全ての事の価値観が変わってきております。何が正しく、何が間違いか、その判断さえも分からなくなっている今、私はしっかり目を覚ましていたいと思います。(Y. S)

映画の話をします。映画館も営業制限を受けている今、不謹慎の誹りは免れませんが、そんな状況にも拘らず公開から4カ月を経て興行

収入100億円を超えた作品がありました。家族でも楽しめる400億円超えの『〇〇の刃』ではありません。その映画は、オリジナルのTVシリーズが30年近く前に放映され、その後TVのダイジェスト的な映画を公開したのち、新たに4部構成として制作・公開されていたのが、今回最終作を迎えたのでした。内容や設定が難解なうえに、観る者を突き放すようなストーリー展開を特徴とするため、前3作品を観ていないし、謎を謎として楽しむ気概がないと難しいかなと冷めていたのですが、「前作を観ていなくてもそれなりに面白いよ」という声に押され、怖いもの見たさ半分で観ました。すごく面白かった。ながーいエンドロールが終わっても、誰もすぐには席を立ちません。周りからすすり泣きも聞こえます。帰宅して世界最大級の通販会社の動画配信事業で前3作品を観ておさらいしました。3日で前3作品を観てしまいましたが、それぞれの作品の公開の間を通算すると14年。公開ごとに次回作は延期や中止や駄作と騒がれ、監督は別な映画の製作に入ってしまうなど、諦めずに待っていたファンってスゴいです。TV版から人生とともに歩んできたファンにとっては、漸く「終劇」を迎え、ポスターのように「さらば、全ての〇〇」でしょう。しかし、最終作で覚醒した私には「はじめまして、〇〇」。復習が予習にもなったので、また映画館へ足を運びました。しみじみと感動。様々な考察をネットで探し読みした学習効果と相まって見事にハマリ、スタッフの舞台挨拶中継まで観に行く始末。100億円は私みたいなリピーターが築いたとも言えるかもしれません。ここは宣伝をする場ではありませんので作品

名は明かせませんが、「100億円突破 映画」で検索すれば簡単に見つかります。もちろん、観た方もいるでしょう。いかがでしたか？感想を伺いたいですね。公開終了後、世界最大級の通販会社の動画配信事業で8月から配信されます。映画館で観逃した方は是非この作品に触れてみて下さい。

「さよなら」は、また会うためのおまじない。
(T. K)

この号が発刊される頃には、日本選手の活躍に一喜一憂した2020東京オリンピック・パラリンピックも終わり、足元を見ればコロナとの戦いがまだまだ続きそうです。一日も早く収束し、世界中に平穏な日常が戻りますように

(M. Y)

感染対策も経済も医療現場も五輪も、とにかく大変なことばかりのコロナ禍。この、厳しい状況の下で何とか新たな道を探り、スタートしたことも少なくない。その一つが朝の習慣。コロナ禍で、散歩、筋トレなど、身体を動かす習慣を新たに始めた人が多いと聞きます。

私もその一人。去年の冬から休日の朝に約5キロ散歩をしています。やっぱり朝日を浴びながら澄んだ空気を肺いっぱい吸い込むと最高の気分です。私の場合、休日はステイホームが多いので、運動不足になりがちですが、朝の散歩は運動不足解消にも一役買ってくれますね。興味のある方は是非トライしてみてください。最高に気分の良い一日が始まるかも。
(A. M)

会報 社労士ふくしま No.116

令和3年8月20日発行

発行所 福島県社会保険労務士会

〒960-8252

福島市御山字三本松19-3

TEL 024-535-4430

FAX 024-534-5432

発行責任者 会長 穴戸 宏行

編集 広報委員会

印刷所 陽光社印刷株式会社

開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ

社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内

社会保険労務士 賠償責任保険制度とは

この保険は全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業会員等を被保険者とする団体契約です。

2020年度募集要項

- **保険期間**
2020年12月1日午後4時～2021年12月1日午後4時
- **中途加入について**（毎月中途加入可）
毎月25日必着※、翌月1日補償開始
※25日が土日・祝日の場合、前営業日必着
※11月1日加入のみ10月8日必着
- **ご加入手続**
パンフレット、加入依頼書をお送りいたしますので、ご所属の都道府県会事務局または取扱代理店までご請求ください。

取扱代理店

有限会社エス・アール・サービス
〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町
3-2-12 社会保険労務士会館10階
☎ 03-6225-4873

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
（幹事保険会社）
（担当）広域法人部法人第二課
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
☎ 03-3515-4153
三井住友海上火災保険株式会社（非幹事保険会社）

本年よりサイバーリスク保険（特約）を新発売しました。詳しくはパンフレットで

*この案内は社会保険労務士賠償責任保険の概要について説明したものです。保険の内容は社会保険労務士賠償責任保険のパンフレットをご覧ください。詳細は保険約款（約款につきましてはWEB約款となります。有限会社エス・アール・サービスのHP「社会保険労務士賠償責任保険制度」をご覧ください。）によりますが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

有限会社エス・アール・サービスホームページ <http://www.sr-service.jp/>

社労士専用ページログインID：2015sr パスワード：4873hoken

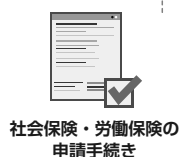
2020年10月作成 20-T03204



社労士業務支援システムのスタンダード

あなたのオフィスへ、革新的な効率をご提供

社会保険・労働保険から給与計算まで オールインワンでできる社労夢



V3.4 にも対応!

社労夢 純正RPA



ShaRobo (社ロボ)

“働く内容”を見つめなおす。
働き方改革の実現へ
日々のルーティンワークを業務効率化

このような処理が自動化できます!

- ・電子申請更新
- ・公文書保存
- ・公文書配信
- etc...

オンライン セミナー情報

ご新規&検討中の方向け

WEB年末調整申告システム
(いーねん)

eNEN

今 成功している先生に聞く!

詳細情報はこちら



紙の受渡し不要のWEB年末調整

“eNEN”の活用&提案法を伝授!

実際に利用いただいている3名の先生方に
効果やノウハウを公開頂きます。

開催日

9月6日(月)・8日(水)・10日(金)

東京オフィス 〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 オークラ プレステージタワー 18F

株式会社 エムケイシステム

社労士が抱える
その問題を
イージア・ゼロが
解決!

顧問先から直接データを取得して 電子申請をラクラク・スマートに!



WEB明細機能で
ペーパーレスを実現!

年末調整も企業の社員が
直接入力でラクラク♪

社労士側で企業の
業務権限の設定OK!

信頼のクラウドソフト

社労法務クラウド

- ▶ 電子申請だけでなく給与・賞与計算、労働保険年度更新業務などをひとつのマスタで運用
- ▶ イージア・ゼロで収集した情報をワンクリックで同期可能



電子申請を高速自動化

イージア・ゼロ

- ▶ 個人情報はクライアントが直接入力するので時短・便利
- ▶ 申請はすべて自動更新/申請状況をメールでお知らせ
- ▶ 公文書をまとめてダウンロード・さらに自動で名前を付けて保存

広告を見て...とお気軽にご連絡ください!

土・日・祝・当社指定の休業日(年末年始・夏季休業)を除く平日9:30~17:00

✉ sales@shalf.jp

販売元



NIHON
SHALF

TEL.050-6864-6636

■本社/〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-3-30 カームⅡ 1F
■商品開発事業部/〒430-7718 静岡県浜松市中区板屋町111-2 浜松アクトタワー18F

URL <https://www.shalf.jp/>

イージア・ゼロ 検索

スマホからも
ご覧頂けます



陽光社は
未来につながる
エコ活動に
取り組んでいます



YOKOSHA
陽光社印刷株式会社

New Qualityの世界へ

本社/福島市南矢野目字萩ノ目裏1-1

TEL024-553-4600

FAX024-554-4420

郡山連絡所/TEL・FAX 024-984-3254

陽光社公式SNS
QRコード▶



E-mail info@yokosha.co.jp <https://www.yokosha.co.jp>

エコアクション21 福島県認証第1号



10190130(09)



エコアクション21
®環境省
認証番号0000015

「街角の年金相談センター福島」のご案内

手続きができます

- ◎年金の請求手続きをしたい
- ◎振込口座の変更をしたい
- ◎親が亡くなった時の手続きをしたい

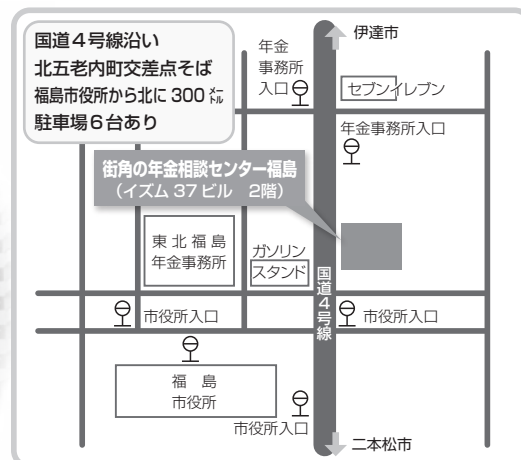
ご相談下さい

- ◎私は何歳からもらえるの？
- ◎私はいくらもらえるの？
- ◎働きながらもらえるの？

●受付時間

平 日	土・日・祝日、振替休日、 年末年始（12／29～1／3）を除く	午前 8：30～午後 5：15
毎週月曜日（休日の場合は翌日）は時間延長		午後 5：15～午後 7：00

●場 所 〒960-8131 福島県福島市北五老内町 7-5 i.s.M37ビル 2 階



●電 話 024-531-3838（予約・電話での年金相談は、専用番号へお願いします）

※予約の申し込みは

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890

050で始まる電話でおかけになる場合は
03-6631-7521

※電話での年金相談は

「ねんきんダイヤル」

☎0570-05-1165

050で始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165

ご予約・お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

中小・小規模事業者の皆さま

働き方改革の対応、準備はできていますか



改正法が順次施行・適用されています

- **年休(年次有給休暇) 5日の時季指定義務**
- **時間外労働の上限規制**
原則月45時間、年360時間
臨時的な特別の事情 年720時間、単月100時間未満、複数月80時間
- **子の看護休暇・介護休暇 1時間単位の取得**
- **障害者法定雇用率 2.3% 43.5人以上**
- **同一労働同一賃金**
正社員とパート・有期雇用労働者の均衡・均等待遇
- **70歳までの就業機会確保措置(努力義務)**
- **テレワークの推進と副業・兼業の促進**

令和4年(2022)

パワハラ防止

- ①社内方針の明確化と周知・啓発 ②対応するための体制づくり
- ③迅速・適切な対応 ④プライバシー保護、不利益取扱い禁止

女性活躍「一般事業主行動計画」の策定・届出 101人以上

令和5年(2023)

月60時間超の時間外労働割増率 50%

令和6年(2024)

時間外労働上限規制猶予措置廃止

建設業 災害復旧・復興を除き上限規制すべて適用
自動車運転業務 上限年960時間へ



福島働き方改革推進支援センターではこれらの他に就業規則、ハラスメント、その他労務管理、助成金の活用等専門家の事業所訪問、働き方改革に関する事業所内研修、商工会議所・商工会での出張相談等無料で支援を行っています。

電話、メール、来所、Web相談も受け付けています

福島働き方改革推進支援センター

(福島県社会保険労務士会)

〒960-8252 福島市御山字三本松19-3 [月～金 9:00am～5:00pm 土、日、祝日を除く]

TEL 0120-541-516 FAX 024-533-2380

e-mail fsr-hatarakikata@lily.ocn.ne.jp



厚生労働省福島労働局委託事業